

【要確認】雇用保険の加入条件について

■主な加入条件

- ・雇用契約が31日以上、所定労働時間が週20時間以上
- ・代表者及び役員ではない方
- ・代表者及び役員の同居の親族ではない方
- ・学生ではない方

原則、上記すべてに該当する場合は雇用保険の加入が必要となります。
事業主や従業員の意思によって任意に加入・喪失はできません。

現在雇用している従業員の勤務時間の増減や雇用契約の変更により、勤務実態に変更があった場合には**雇用保険の加入または喪失の手続きが必要となる場合があります。**手続きを行っていない場合、過去に遡って保険料を徴収される場合や従業員が退職しても失業給付を受けられない場合があります。該当する可能性のある従業員がいる場合は必ずご相談ください。